

「長野県景観育成計画」の改定に対する 県民の皆様からのご意見を募集します

長野県では、市町村の景観行政団体（※）への移行が進んでおり、県と市町村が連携した取組の必要性が高まっていることから、「長野県景観育成計画」の見直しを行います。見直しでは、市町村界をまたぐ広域的な視点から、地域ごとに景観育成の方針を示す「長野県景観育成ビジョン」を策定し、併せて景観法に基づく「長野県景観計画」の改定を進めています。

この見直し案について、広く県民の皆様からご意見を募集します。

（※）景観法に基づく権限を有し、景観施策を主体的に実施することができる行政団体

- 1 募集期間
令和7年 7月 22 日（火） から令和7年 8月 22 日（金）まで
- 2 見直しの経緯と見直し案の閲覧方法
・ 下記のURLからご覧いただけます。
<https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/keikan/20250722public-comment.html>
・ 都市・まちづくり課でもご覧いただけます。
- 3 ご意見の提出方法
上記ホームページに掲載している意見様式または任意様式により、次のいずれかの方法でご提出ください。
※ご意見の内容を正確に把握するため、電話及び口頭では受け付けておりませんのでご了承下さい。
 - (1) 郵送
〒380-8570（県庁専用郵便番号のため住所記載不要です）
長野県建設部都市・まちづくり課 景観係 あて
 - (2) ファクシミリ
026-252-7315
 - (3) 電子メール
keikan@pref.nagano.lg.jp
※件名に「長野県景観育成計画の改定に対する意見」と記載してください。
- 4 ご意見の取り扱い
・ お寄せいただいたご意見に対する個別の回答は行いませんが、後日、ご意見の概要と県の考え方を県のホームページで公表する予定です。
・ 提出様式にご記入いただく個人情報は、当該目的以外には一切使用いたしません。

○長野県景観育成計画について

良好な景観の育成を図るため、その区域、良好な景観の育成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める計画です。

確かな暮らしを守り、
信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン 3.0

～大変革への挑戦 「ゆたかな社会」を実現するために～

[長野県総合5か年計画推進中]

（問合せ先）

建設部 都市・まちづくり課 景観係

担 当：小林、花岡

電 話 026-235-7348（直通）

F A X 026-252-7315

E-mail keikan@pref.nagano.lg.jp